



48 後醍醐天皇綸旨案
 故帥親王河端御旧跡所被擬僧院也、可被住持者、天氣如此、仍執達如件
 元德二年十月二十五日
 本元上人禪室（元翁本元）

（解説）
 亡くなられた世良親王の河端の住まいを禪宗（臨濟宗）の寺になさい。そして、その寺の住職には、元翁本元がなるようにとの後醍醐天皇からの綸旨である。